

一般財団法人宮崎県建築住宅センター
BELS評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人宮崎県建築住宅センターBELS評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮崎県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施するBELS評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 業務規程第11条に規定するプレート等の交付に要する額は、別途見積もりによる。

(附則)

この規程は、令和2年4月20日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和5年10月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表 BELS 評価料金表

(単位：円、税込)

建て方	適用範囲等	金額
一戸建ての住宅 (一戸建ての 店舗等併用住宅の 住戸部分を含む)	一般申請	35,000
	性能評価等併願申請 外皮、一次エネルギー消費量審査を省略 できるものとする。	15,000
共同住宅等 (長屋建て、重ね 建て、共同住宅(共 用部分を除く))	下表の①及び②を合算した額とする。	
	① 基本料金	82,500
	② 加算料金	2,200×住戸数
なお、共用部分を有しない共同住宅等で、評価対象戸数が2戸以下の場 合にあつては上記にかかわらず 33,000円/住戸とする。		

1. 計画変更の場合の料金は、上記料金の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)とする。
ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,200円(税込)とする。
2. 評価書を再交付申請する場合の料金は、2,200円(税込)とする。